

京都市告示第386号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成29年10月12日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
八木 勇氣	和漢堂鍼療所整骨院	左京区北白川大堂町4	平成29年9月22日
太田 肇	はじ整骨鍼灸治療院	左京区田中西大久保町32-14	平成29年9月25日
森 和也	ありすがわ整骨院	右京区嵯峨野神ノ木町13-7	平成29年9月11日
松井 裕樹	嵯峨くるまざき接骨院	右京区嵯峨朝日町2-4	平成29年9月4日
藤庭 隆司	健康マッサージ治療院	西京区桂野里町2番地16	平成29年9月25日
内田 康介	うちだ鍼灸整骨院	伏見区風呂屋町248-1 ルミエール桃山110号	平成29年9月22日
上野 一夫	はな整骨院	伏見区聚楽町一丁目701-16	平成29年9月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)